

児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、心身障害児福祉手当、母子・父子家庭等福祉医療の現況届や受給者証の更新をお忘れなく

市では、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、心身障害児福祉手当、母子・父子家庭等福祉医療を受けている方を対象に、下記の日程表の通り、現況届や受給者証の更新を受け付けます。手続きが必要な方には、8月上旬までに案内を送付しますので、必要なものをお持ちになり、会場へお出掛けください。

必要なもの

市が指定した添付書類（案内に記載） 印鑑

手当とは…

児童扶養手当…離婚、死別などで、父親に養育されなくなった18歳未満のお子さんを養育している母親など（公的年金を受けられない方）に支給される手当です。

特別児童扶養手当…身体や精神に中程度以上の障害のある20歳未満のお子さんを養育している方に支給される手当です。

障害児福祉手当…身体や精神に重度の障害があるため、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の方に支給される手当です。

特別障害者手当…身体や精神に重度の障害があるため、

日常生活で常時特別な介護を必要とする、在宅で20歳以上の方に支給される手当です。

心身障害児福祉手当…身体障害者手帳や療育手帳を所持する20歳未満のお子さんを養育している保護者に支給される手当です（特別児童扶養手当や、障害児福祉手当を受給している場合は除く）。

ご注意ください

該当される方は、申請を必要としますが、手当は所得額（扶養義務者も含む）により減額または、支給停止があります。また、施設などに入所したり、病院などに入院しているときは、該当しない場合があります。

日 程 表

地 区 名	駢知・曾木	下石・妻木・鶴里	土岐津・肥田・泉
受付日時	8月16日(水) 10:00～12:00 13:00～16:00	8月17日(木) 10:00～12:00 13:00～16:00	8月18日(金) 10:00～12:00 13:00～16:00
会 場	駢知公民館 (会議室)	下石公民館 (ジョイホール)	文化プラザ (ルナホール)

上記の日程でご都合の悪い方は、8月11日(金)～15日(火)、21日(月)～31日(木)のうち(土・日曜日を除く)に、福祉課へお出掛けください。

詳しくは、福祉課障害・給付係（内線154）へ。

老人保健医療受給者の皆さんへ

8月は受給者証の更新月です
更新が必要となる方は、7月20日頃に案内を発送しますので、案内にしたがって手続きをしてください。なお、更新の必要のない方は、引き続き、現在の受給者証をご使用ください。

医療機関で、2割負担している方のうち、次の要件に該当する方は、申請されますと1割負担となります。

認定要件 同一世帯で70歳以上の方の収入額が、383万円未満（1人）、520万円未満（2人以上）の場合

受付期間 8月1日～15日（土・日曜日を除く）

手続きに必要なもの 同じく8月1日～15日（土・日曜日を除く）の期間内に申請し、認定された方については、8月1日にさかのぼって1割負担となります。

「基準収入額適用申請」について
20日頃に案内を発送しますので、案内にしたがって手続きをしてください。なお、更新の必要のない方は、引き続き、現在の受給者証をご使用ください。

平成18年度の市県民税が全員非課税である世帯に属する方が入院された場合、医療費（自己負担分）や入院時の食事代が減額される場合があります。

受付開始 8月7日から
手続きに必要なもの 老人保健からのお願い
受付期間 8月7日～15日
手続きにかかるときには、保険証と老人保健医療受給者証を受けている方のみ

老人保健からのお願い
病院にかかるときには、保険証と老人保健医療受給者証を必ず見せましょう。
保険証が変わったときや住所が変わったときなどは、必ず変更届を提出してください。
詳しくは、福祉課障害・給付係（内線155）へ。

証 印鑑 確定申告書の
写し、給与源泉徴収票などで
収入額の確認ができる書類
「限度額適用・標準負担額減額認定証」について
平成18年度の市県民税が全員非課税である世帯に属する方が入院された場合、医療費（自己負担分）や入院時の食事代が減額される場合があります。